# 第6回 豊岡市農業委員会総会 (定例会) 会議録

令和元年9月25日 (水) (豊岡市役所3階会議室) 午後1時30分開会

## 議事日程

諸 報 告

日程第1 議事録署名委員の指名について

番 委員

番 委員

日程第2 会期の決定について

月 日 日間

日程第3 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

日程第4 第38号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第5 第39号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第6 第40号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第7 第41号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証

明について

日程第8 第42号議案 農地法第4条第1項ただし書き (第8号) の規定による届出書

受理について

日程第9 第43号議案 農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地

改良届出書受理について

日程第10 第44号議案 農用地利用集積計画の決定について

日程第11 第45号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定

について

日程第12 第46号議案 豊岡市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規

程の一部改正について

日程第13 第47号議案 令和元年度豊岡市農政等に関する意見書について

# 出席委員 (17名)

1	番	宮	岡	正	則	2	番	力	П	悦	富美恵	
3	番	高	尾	利	美	4	番	J	亰		清	美
5	番	蜂須賀		久	人	6	番	ŧ	‡	谷	勝	彦
7	番	田	中	直	喜	8	番		Ŀ	坂	光	広
9	番	水	嶋	義	彦	10	番	Ī	垣	沢	泰	裕
11	番	宜		曹	隆	12	番	-	1	垣	裕	次

13 番 齋藤善久 14 番 石橋重利

17 番 村 田 憲 夫 18 番 大 原 博 幸

19 番 森 井 脩

欠席委員 (2名)

15 番 尾 口 正 信 16 番 永 井 辰 正

## 事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長··························宮 﨑 雅 巳 農業委員会事務局次長····上 阪 善 晴 農業委員会事務局主幹兼係長····古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査···西 田 弥

#### 会長挨拶

○議長 (森井 脩) みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。この前の台風もなんとか無事に過ぎていきました。今年の稲の収穫期9月初めごろ、若干雨に悩まされてコンバインどうしようかなというときもありましたが、これといった大きな災害もなく、無事収穫を迎えたんじゃないかなと思っております。この9月15日の作況指数が今月末には発表になります。どういった数字が出るのか予測はつきませんが、いろいろとあちこち聞いてみますと、ようけあったという人と、いやいや去年よりも少なかったという人もあり、だいぶ地域差、個人差も大きいように思いますし、品質的にはやはり今年も未熟米などの白い米が多くて、紙袋で出荷されるのも、それから施設へバラで持ち込まれるのも含めまして、結構今年も2等が多いようなことも聞いております。よく国連が温暖化のサミットのことをやってますが、収量の面と品質の面で違いがでるのは気候による影響も大きいのかなと思っております。

ラグビーのワールドカップが始まりまして、 あまりラグビーは日頃私は見ることは少ないんですが、 この間の試合を見てますとなかなかはまりますね。 わりとサッカーに比べてルールが分かり易い、 複雑なところもあるんですが、 肉弾戦で分かり易いところもあって、私としてははまりそうな感じはしております。 このスポーツの秋を満喫したいです。

今日は第6回の総会であります。 意見書の取りまとめができまして、今日の総会で決を いただきたく決を取りたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

#### 諸報告

○議長 (森井 脩) 日程に先だち諸報告をします。

欠席の通告を受けております。 15番 尾口正信委員、 16番 永井辰正委員、 以上 の通告を受けております。

## 行政報告

- ○議長 (森井 脩) それでは、 農業委員会にかかる行政報告をいたします。 行政報告については、 別紙のとおりとなっていますのでご清覧ください。 以上で行政報告を終わります。
- ○議長 (森井 脩) 続いて行政報告に関する質疑を受けます。 質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 特にないようですので、 質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第6回豊岡市農業委員会総会 (定例会) を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件13件、証明案件5件、届 出書受理案件2件、協議案件4件、合計25件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、 お手元に配付しております資料のとおりです。 直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長 (森井 脩) 日程第1 「議事録署名委員の指名」 を行います。 議事録署名委員は、 議長より2名を指名します。

3番 高尾利美委員

4番 原 清美委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長 (森井 脩) 日程第2、「会期の決定」 を議題とします。 お諮りします。

第6回農業委員会総会 (定例会) は、本日1日限りにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって第6回総会 (定例会) は、本日9月25日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長 (森井 脩) 日程第3、報告第8号 「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」 を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で、 報告第8号 「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」 の報告事項を終わります。

第38号議案、 農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 付議事項に入ります。 日程第4、 第38号議案 「農地法第3条 の規定による許可申請審議について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

## 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明を必要な案件がありましたらお願いします。 現地調査員を代表して、 8番 上坂委員、 お願いします。

- ○現地調査員 (上坂 光広) 9月12日に水嶋委員と事務局2名、私の4名で現地調査に行ってきました。 どの案件につきましても周辺農地に迷惑がかからないと思いますので妥当だと認めます。 以上です。
- ○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。 よって、 第38号議案 「農地法第3条の 規定による許可申請審議について」 は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第39号議案、 農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 日程第5、第39号議案 「農地法第4条の規定による許可申請審議について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

### 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明がありましたらお願いしたいと 思います。

現地調査員を代表して、 10番 西沢委員、 お願いします。

- ○現地調査員 (西沢 泰裕) 9月13日、11番 宮口委員、事務局2名、関係部局から1名、現地確認をいたしました。 補足説明として特にないんですけど、 営農型太陽光発電設備ということで、水稲として初めての取り組みということで、 令和2年度作の作柄がいかになるか注目していることだと考えております。 以上です。
- ○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

井谷委員。

- ○6番 (井谷 勝彦) 42本の支柱ということで0. 21平方メートルって、1本あたり本当に細いものですね、もつんでしょうか。
- ○事務局 (古谷 明仁) 支柱ですけれども、 1本あたり5センチかける10センチの 支柱です。 それが42本あって、0. 21平方メートルですけれども、 支柱はもつとい うことで申請が上がってきていますので、 大丈夫ではないかなと思っております。
- ○議長 (森井 脩) ほかにありませんか。村田委員。
- ○17番 (村田 憲夫) 太陽光発電で売電しない。 作業場で使われるんですね。 農作業されるときはどうされるんですか。 農作業がないときは電気を。 たぶん補助金が あるからされるんでしょうけれども。 そこらへんは何も書いてないですか。
- ○事務局 (古谷 明仁) 特に申請書類には記載されていないです。
- ○17 番 (村田 憲夫) 通期で使うんでなしに、 作業場で売電せずに使うと。 あとは どうするんでしょうか。
- ○8番 (上坂 光広) この田んぼに対する収入としては売電の方が、 作物を栽培するよりもはるかに多いんじゃないかなと思うんですけど、 どうですか。 利益として。 農業所得よりも売電収入で得る金額の方が、 耐用年数が何年か知りませんけれども、 そのへんちょっと疑問があるかなというような感じがします。 前回見ておられたんでしょうがないかも分かりませんけども、 違和感があるなと思います。

- ○事務局 (古谷 明仁) 計画では売電はされないということで、 農業がメインと考えております。 自己消費です。
- ○議長 (森井 脩) ほかに質疑ありませんか。 井谷委員。
- ○6番 (井谷 勝彦) 今の5センチかける10センチかける42本といったら。
- ○事務局 (古谷 明仁) 5センチかける10センチで0. 05。 それを42かけると0. 21平方メートル。
- ○議長 (森井 脩) ほかに質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長 (森井 脩) ほかにないようでしたら質疑を終結します。 お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)
- ○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
- ○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。 よって、 第39号議案 「農地法第4条の 規定による許可申請審議について」 は、 原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第40号議案、 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 日程第6、第40号議案 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」 を議題とします。

事務局、説明願います。

## 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、10番 西沢委員、お願いします。

- ○現地調査員 (西沢 泰裕) 9月13日、11番 宮口委員、事務局2名、関係部局より1名現地確認を行いました。 ただ今説明のあったとおりで特段補足説明はございません。 以上です。
- ○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、 第40号議案 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」 は原案の とおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第41号議案、 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長 (森井 脩) 日程第7、第41号議案 「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

## 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。 引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いします。 現地調査員を代表して、 8番 上坂委員、 お願いします。

- ○現地調査員 (上坂 光広) 9月12日に現地を確認しました。 補足説明はありません。 以上です。
- ○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第41号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第42号議案、 農地法第4条第1項ただし書き (第8号) の規定による届出書受理 について

○議長 (森井 脩) 日程第8、第42号議案 「農地法第4条第1項ただし書き (第8号) の規定による届出書受理について」 を議題とします。

事務局、提案説明願います。

# 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、10番 西沢委員、お願いします。

- ○現地調査員 (西沢 泰裕) 9月13日、11番 宮口委員と事務局2名、関係部局1名で現地確認を行いました。申請者が出石町、今回の申請場所が日高町山宮ということでかなり距離が離れているなと思いつつ、申請地付近を見ておりますと申請者が管理されている果樹園がかなりあって、その果樹園で収穫されたものをそこで選別等されるそういう農業用倉庫かなということで納得しています。以上です。
- ○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

- ○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)
- ○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第42号議案、「農地法第4条第1項ただし書き (第8号) の規定による届出書受理について」 は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第43号議案、 農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届 出書受理について

○議長 (森井 脩) 日程第9、第43号議案 「農地改良に係る事務処理要綱第2条第 1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」 を議題とします。事務局、 説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、10番 西沢委員、お願いします。

- ○現地調査員 (西沢 泰裕) 9月13日、11番 宮口委員と事務局2名、関係部局1名で現地確認を行いました。その中で、隣接地を平成29年6月に農地改良届があり、客土されて畑状態になっています。 今回の申請は隣が嵩上げしたことにより排水不良となったため、つらを合わせて同等の高さにして畑として活用されるのかな、こんなふうに思いました。 以上です。
- ○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

- ○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)
- ○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第43号議案「農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地 改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第44号議案、 農用地利用集積計画の決定について

○議長 (森井 脩) 日程第10、第44号議案「農用地利用集積計画の決定について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、 第44号議案 「農用地利用集積計画の決定について」は、 原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第45号議案、 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について

○議長 (森井 脩) 日程第11、第45号議案 「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について」 を議題とします。

事務局、説明願います。

### 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、8番 上坂委員、お願いします。

○現地調査員 (上坂 光広) 9月12日、水嶋委員と事務局2名、4名で現地を視察いたしました。写真では分かりにくいんですけれども、多少高低差、段がありまして、大きなトラクターというのは入れない状態ということです。管理機で耕運して耕そうというような感じの場所です。行ったときには草もちゃんと整備されておりましたので、周辺にも迷惑はかからないし、今回は豊岡市内の転居ということで市外からというのではない

んですけれども、 またこの方たちは出合の出身ということで地域の実情もみなさんご存知 だと思うので、 地域が少しでも活性化されるということで支障はないと思います。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

- ○1番 (宮岡 正則) この写真を見ていたら○○とか○○とか○○の横の方とか、 これ、いつ撮った写真か分からないんですけど現状作られているのですか。
- ○事務局 (古谷 明仁) この写真については最新の航空写真、29年度の写真で、位置が分かり易いように配置させてもらっています。 実際作られていますし、先ほど上坂委員さんが言われたように現地も草刈り等してきちっと管理されていますので問題ないかなと思っております。
- ○事務局 (宮崎 雅巳) 今の質問に関連して補足しますと、本制度で農地の異動というのは、遊休農地であるか今後耕作されない見込みの農地であるということで、作られていてもこの先年老いてやめるわっていうような土地、 あるいは草は刈ってあるんだけど耕作はされていないというような土地がこういうのの対象になりますので、 しっかりとは作付けしていない微妙なところが対象になってくるというふうにご理解いただきたい。 それを使って地域就農してもらって今後に繋げたいという制度でございます。
- ○事務局 (古谷 明仁) 14筆すべて合わせますと911平方メートルになります。
- ○議長 (森井 脩) ほかに質疑ありませんか。
- ○18番 (大原 博幸) 写真の借りられる居宅、ここに出ています2棟を借りられるということですか。
- ○事務局 (古谷 明仁) 写真の左側の建物、こちらを購入されます。
- ○18番 (大原 博幸) 右の方は倉庫ですか。
- ○事務局(古谷 明仁) 右の方については色を塗っていない畑も含めて他の方の土地になります。ですので、今回購入されるのは左側の建物および赤く塗った農地になります。
- ○18番 (大原 博幸) 分かりました。
- ○議長 (森井 脩) ほかに質疑ありませんか。 (「なし」 の声あり)
- ○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

以上で質疑を終結します。

- ○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)
- ○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。 よって、第45号議案 「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定

について」は、原案のとおり可決されました。

第46号議案、 豊岡市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一 部改正について

○議長 (森井 脩) 日程第12、第46号議案 「豊岡市農業委員会の農地利用最適化 推進委員の選任に関する規程の一部改正について」 を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第46号議案「豊岡市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

第47号議案、 令和元年度豊岡市農政等に関する意見書について

○議長 (森井 脩) 日程第13、第47号議案 「令和元年度豊岡市農政等に関する意見書について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

○事務局 (上阪 善晴) 24ページをご覧ください。 令和元年度豊岡市農政等に関する意見書についてご審議いただくものです。 詳細につきましては、 こちらも本日お配りしました別冊の方に添付しております。

意見書の作成にあたりまして、委員の皆さまにはご協力をいただきありがとうございました。 役員会3回、 農地対策委員会2回、 正副部会長会3回、 項目別調整会7回、 それぞれ開催いただいております。 意見の取りまとめの代表をしていただきました農地対策委員長の大原委員から一言いただきたいと思います。

○18 番 (大原 博幸) 令和元年度豊岡市農政等に関する意見書について説明させていただきます。

本年度の意見書につきましては、昨年に基づきまして5つの項目、1つは遊休農地の発生防止及び解消、2つ目には担い手農家や集落営農等の育成と支援、3番目に地域を支える農政、4番目に有害鳥獣の被害防止対策の強化、5番目に地産地消と食農教育・環境にやさしい農業の推進という5つの項目について、それぞれ担当者を決めさせていただいて、原稿におこしていただいて本日の提案書ということにさせていただきました。これは、農業委員会等に関する法律第38条に基づくものでございまして、市長に対してこの内容を進めさせていただきたいと思っております。本年度の意見書については内容は先ほど申し上げたとおりなんですけれども、詳細についてはまた事業の方でお話させてもらいますけれども、具体的な提案をたくさんいただいております。それを総括的にこのような形でまとめておりまして、みなさんの思いとは違う部分もあるかもしれませんけれども、適切な意見になるように皆様方のご審議をよろしくお願いしたいなと思っております。どうか慎重審議をよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局 (上阪 善晴) 先ほどのごあいさつのなかにもありましたけれども、 意見を提出したのに反映されていないと思われる方もいらっしゃると思いますけれども、 どれも現場活動の中で捉えられた貴重な意見として認識しております。 取り上げないということではなくて、 来年度以降も引き続き検討していくということでご理解をいただきたいと思います。

これまでは項目別代表委員からそれぞれ朗読による提案をいただいておりました。 今年 につきましては本日の提案までに代表委員に確認いただく時間的余裕がございませんでした。 ですので事務局が一括して朗読させていただきたいと思いますのでご了承いただきたいと思います。

それでは意見書につきましては朗読をもって提案ということにさせていただきます。

1ページ目です。 はじめに。 日本の食糧自給率が37パーセントと危機的な状況まで低下し、 農業の生産基盤である農地の維持保全は、 最優先課題です。

しかし、 日本の農地は、 耕作が放棄され農地として活かされず、 荒廃・山林化の進行 に歯止めがかかりません。 とりわけ中山間地域でその傾向が著しい状況です。

また、 農地の遊休化や荒廃は、 環境悪化だけではなく、 地域社会の将来に大きな不安を与えています。

さらに、相次いで国際貿易協定が締結され、国内農業は益々厳しい状況に追い込まれて います。

こうした状況のもと、日本の農地を守っていけるのは、大規模農家の担い手や集落営農 組織だけではなく、自給的農家や"半農半X"(はんのうはんえっくす。 半自給的な農業 とやりたい仕事を両立させる生き方。) のような多様な農業経営の在り方も含め、 地域で 話し合い、 合意を形成していくことが大切だと考えます。

本市農業委員会は、新制度のもと3年目の活動を進めてきました。 農業委員・農地利用 最適化推進委員が一体となり、担当地域に密着した取り組みの中で、農地利用の最適化に 向けた課題を把握し、 意見として取りまとめました。

市におかれましては、令和2年度の予算編成に際し、特段の配慮のうえ農業振興に反映されますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき意見書を提出します。 続きまして3ページをお願いします。 1 遊休農地の発生防止及び解消。 (1) 農地利用最適化に関する連携支援について。 地元の農会・区・営農組合組織等の協力を得て、担い手への利用集積等の推進を図っているが、より一層、市・国・県、農地中間管理機構の補助制度の活用等連携支援を強化されたい。 (2) 発生防止及び解消に向けた具体的な支援について。 遊休農地を活用できるよう、水稲・畑作・ビオトープなどによる活用提案を行うなど、 幅広い支援を進められたい。 ア 遊休農地解消のため、 畑作での農産物の生産販売の推進を図られたい。 イ 個人では対応できない状態の遊休農地解消について、組織での対応を支援されたい。 ウ 重機等を使用する復田や復畑、農道の拡幅や水路等の基盤整備をすれば耕作できる農地について、市・県が一体となり、 補助制度を活用した整備を積極的に推進されたい。

- 2 担い手農家や集落営農等の育成と支援。 (1) 新規就農者に対する支援について。 担い手不足の中、 市の新規就農者への支援は有効と考えている。 ついては、 次のとおり 更なる充実を図られたい。 ア 新規就農者を増やすため、 農業スクールは非常に有効な施 策と思うので継続を図られたい。 イ 新規就農者の自立には、 複数年の研修と支援が必要 であるため、 農業スクール卒業後の支援を検討されたい。 例えば、 様々な団体で実施さ れる研修情報を総合的に収集し、 新規就農者に合致するものを紹介する支援窓口を設置さ れたい。 ウ 初期投資に対する支援制度を継続されたい。 エ 農業スクールの対象年齢を 45歳までに引き上げられたが、国の関連制度の対象年齢見直しに合わせ、さらに50歳 未満まで引き上げられたい。 (2) 集落営農等の育成と支援について。 ア 集落や地域 の実情にあった営農組織の設立を支援するため、 市、 農業委員会、 県、 JAが一体とな った更なる推進体制を構築されたい。 イ 既設の集落営農等組織では、米価下落や構成員 の高齢化等により存続が厳しい組織もある。 各組織の状況を把握し、 再構築等も含めた経 営改善の指導を行い、経営安定につながる取り組みをされたい。 ウ 集落営農組織を法人 に移行する際は、支援策を得ることを目的とせず、法人化のメリットを活かした儲かる農 業、 持続可能な農業を目指した指導等を図られたい。 (3) 農業経営の支援について。 上記 (1) イの新規就農者への支援窓口は、 担い手、 集落営農の構成員も対象とされた
- 3 地域を支える農政。 (1) 人・農地プランの取り組みについて。 人・農地プランは、重点的に推進するよう法改正されたが、 今後、 集落に入るため、 市、 農業委員会、 区、 農会の連携を深める施策に取り組まれたい。 (2) 多面的機能支払交付金制度の推

進について。引き続き事務の簡素化を要望するとともに、活用している地域の実施方法を収集のうえ、活用や事務処理方法等を質疑応答集のようなものにまとめ、全市的に周知していただき、一層の推進をされたい。 (3) 中山間地域における農村を活性化する支援について。ア 新規就農者の育成支援。認定農業者等の担い手がいない中山間地域において、今後、中心経営体として有力と考えられる退職者や農業以外の仕事を持っている方をターゲットに"半農半X"など多様な形態で新規就農を促す支援を検討されたい。 イ 周辺集落を包括する支援制度。中山間地域において、個人はおろか単独集落でも遊休農地解消が困難となっている状況が見受けられており、周辺集落を包括する土地改良区、コミュニティ等を対象とした遊休農地解消の新たな支援制度を検討されたい。 ウ 農業者以外との協同を進める施策。農産物を加工する産業、半農半Xに共感する企業の誘致や地元企業の理解の促進など農業者以外との協同により、農業を継続する施策を検討されたい。

- 4 有害鳥獣の被害防止対策の強化。(1)個体数減少のための対策について。ア 有害鳥獣の被害はなかなか減らない状況にある。さらなる捕獲体制を強化されたい。 特に中型獣の捕獲を強化されたい。 イ 狩猟者の増加を図る狩猟免許取得や免許更新支援のさらなる充実を図られたい。(2) 被害防止対策の強化について。 ア 防護柵、 捕獲檻の設置に対する支援の充実を図られたい。 また、修理等管理に対する支援を検討されたい。 イサルによる被害が深刻な地域があるため、 有効な対策を実施されたい。 ウ 峠道や橋梁など公道により電気柵で対応できない場所については対策が困難であることは承知しているが、 この部分からの侵入が被害を拡大させている現状から、 新しい対策について検討を継続されたい。
- 5 環境にやさしい農業の推進・地産地消と食農教育。 (1) 環境にやさしい農業の推進について。市内農業について、有機JAS、GGAPの認証の推進、豊岡農業のブランド醸成など、さらなる高付加価値化を推進されたい。 (2) 地産地消と食農教育の推進について。ア 安定的な販売先の確保や環境にやさしい農産物の恵を享受するため、農産物の域内流通の仕組みづくりを検討されたい。「コウノトリ育む農法」のお米や「コウノトリの舞」の農産物についても市内での消費を推進されたい。イ 子どもの料理教室の開催、伝統食、行事食の普及などにより食と地域のつながりから子どもや若い世代が農業に関心を持つ取り組みを実施されたい。 (3) 農業のブランド化の推進。ア 豊岡市の独自ブランドの「コウノトリの舞」に象徴される農産物の普及拡大のため、販売促進の強化策を検討、実行されたい。イ 豊岡の農業は、"安全・安心・おいしい"というブランドイメージが定着し、消費者から信頼される農産物となるような「豊岡基準」の創設などの施策を検討されたい。

以上が意見書の内容です。 なお、 市長部局の調整などで修正を必要とする場合があろう かと思いますので、 修正につきまして会長にご一任いただきたく考えております。 以上で 事務局からの説明を終わります。

○議長 (森井 脩) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時52分)

(再開 午後4時00分)

○議長 (森井 脩) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

事務局からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第47号議案「令和元年度豊岡市農政等に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長 (森井 脩) お諮りします。 本会に付議された議事はすべて終了しました。 これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、 令和元年度第6回豊岡市農業委員会総会 (定例会) を閉会します。

午後4時05分閉会